

福祉

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます

平成21年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

交付枚数

身体障害者等：年間24枚

満80歳以上：年間12枚

内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

有効期限／平成21年4月1日～平成22年3月31日

申請手続き

場所
各支所総合窓口・各出張所・福祉課

(たばなケアプラザ内)

持参するもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑

はり・きゅう施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

利用対象者

満65歳以上の方

交付枚数

最大で年間48枚(1か月4枚)

内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

有効期限／平成21年4月1日～平成22年3月31日

申請手続き
場所
各支所総合窓口・各出張所・福祉課

(たばなケアプラザ内)

持参するもの

- 印鑑
- 4月からご利用になりたい方は、3月13日(金)までに申請してください。

問い合わせ

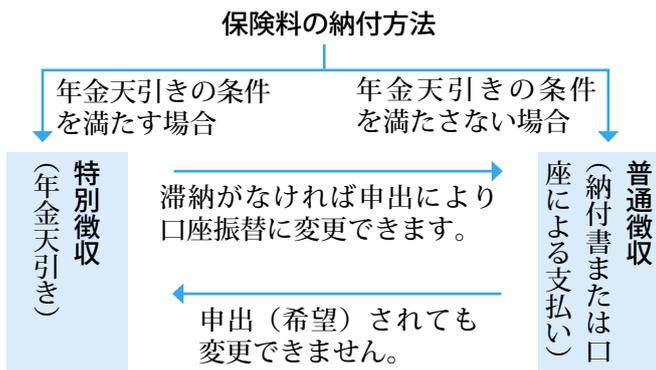
福祉課 0820(77)5505

医療

後期高齢者医療保険料の納付方法が変更できます

今までは、特定の要件を満たす方が申出をすることで、納付方法を年金天引きから口座振替に変更することができましたが、平成21年度から要件が緩和され、後期高齢者医療保険料に滞納がないことを条件に、どなたでも(どなたの口座からのお支払いでも)変更の申出をすることができるようになりました。希望される方は、各金融機

関に口座振替の申出をした後に、役場へ納付方法変更の申出をする必要があります。ただし、納付方法変更後、口座振替が不能となり保険料が滞納となった場合は、年金天引きに戻りますのでご注意ください。申出は随時受け付けており、奇数月の末までに申出をすることにより3か月後の年金天引きから口座振替に変更となります。



問い合わせ

健康増進課医療保険班 0820(77)5502

税務

税務署からのお知らせ

納付期限と振替納税

振替納税を未利用の方は、大変便利で確実な振替納税をぜひご利用ください。

納税のために税務署や金融機関に向く必要もなく、振替日の特典もあり、預貯金残高を確認しておくだけでわかり納期限を忘れてしまうこともありません。

手続きは「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行われます。

確定申告による所得税・消費税の納期限は次のとおりです。

振替納税をご利用の方

- ・所得税 4月22日(水)
- ・消費税 4月27日(月)
- 現金で納付の方
- ・所得税 3月16日(月)
- ・消費税 3月31日(火)

問い合わせ

柳井税務署 0820(22)0279